

「乳がん検診のすすめ」

外科 水田 誠

乳がんは近年急激に増加し、胃がんを抜いて女性のがんのトップに躍り出ました。毎年全国で3万5千人が乳がんにかかり、1万人が乳がんで亡くなっています。但馬でも乳がんは確実に増加しており、昨年1年間に当院で乳がんの手術を受けられた方は34名にのぼり過去最高でした。こうした急激な乳がんの増加に対応するため国も乳がん検診の実施に力を入れ始め、検診方法はマンモグラフィーを標準としました。これは、従来の視触診では精度が低く乳がん死亡率の低下にはつながらないことが明らかになったからです。

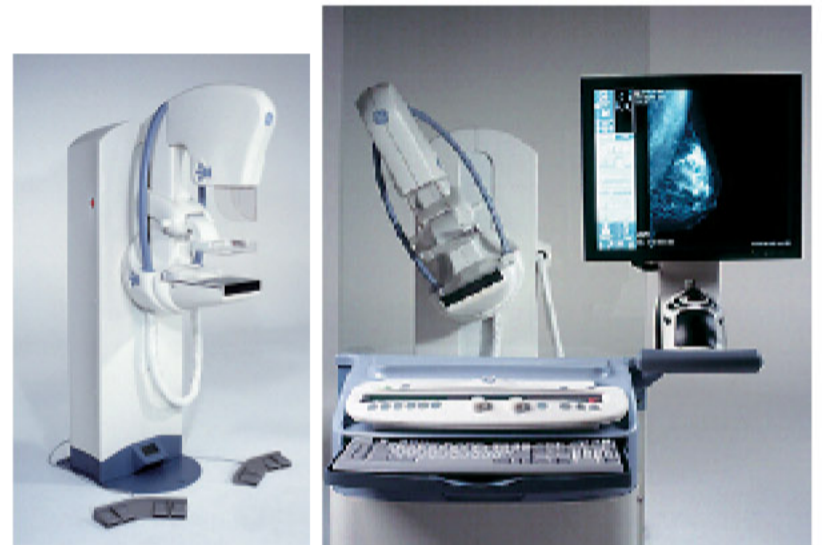
当院では、早くから視触診による検診の限界に気づき、平成7年から視触診に代わって超音波による乳がん検診をおこなってきました。10年間で28例の乳がんが発見され、その多くは早期例で、再発で亡くなった方は一人もありません。このように、超音波による乳がん検診も乳がんの早期発見に大変有効です。

マンモグラフィーも超音波も乳がんの診断には欠かせない検査ですが、それぞれ長所と短所があり、どちらか一方の検査だけでは約10%のがんが見落とされます。

そこで、八鹿病院ではマンモグラフィーと超音波を併用し、より精度の高い検診を目指します。また、新しい検診

体制への移行に合わせて、マンモグラフィー撮影装置も超音波診断装置も最新の高性能機種へと更新しました。なお、検査は女性技師が担当します。

乳がん検診の受診率はまだまだ低く、乳腺外来を受診される方の中にも「検診は一度も受けたことがない。」という方がたくさんおられます。がんは、転移のない早期のうちに見つかれば怖くありません。ところが、いったん他へ転移するといろいろな治療をおこなっても完治は難しくなります。乳がんで命を落とさないために、是非とも2年に1回は検診をお受けください。



平成18年度 医療費の改定

2年に1回、患者様が診療費として支払われます診療報酬の大改定がありますが、本年4月はその年に当たります。

平成18年度診療報酬改定は厚生労働省より、診療報酬体系の簡素化、患者様から見て分かりやすく、患者様の生活の質を高める医療を実現する視点など基本的な考え方で打ち出されました。

現状の厳しい経済社会情勢、さらに保険財政の状況等を踏まえ改定率は-3.16%の改定と決定されました。

改定内容で当院に該当する主な項目には

* 引き上げ項目

- 初診料
- 6才未満の乳幼児深夜加算
- 同一日に他の傷病について別の診療科を初診として受

診の場合、2科目初診料等

* 引き下げ項目

- 外来診療料（再診料に当たる）
- 検体検査料
- 薬価
- 処方箋料等

* 変更項目

- 入院料
- リハビリテーション料
- 入院時食事療養費等

患者様には、窓口での負担金が一部変更されますがご理解頂きますよう、よろしくお願い致します。又、ご不明な点がございましたらご気軽に医事課職員にお尋ね下さい。

患者様の権利に関する宣言

公立八鹿病院職員一同は、医療の中心は皆様であり、医療が皆様との信頼関係に成り立つことを認識して、「患者の権利に関するリスボン宣言」に従って、皆様に次のような権利と責任があることを確認します。

1. 良質の医療を受ける権利……差別されることなく、良質な医療を受ける権利があります。
2. 選択の自由の権利……医療機関や医師を自由に選択し、また、変更する権利があります。
3. 自己決定の権利……十分な説明のもとに、自分自身の治療を決定する権利があります。
4. 情報を得る権利……医療上の全ての自己情報を知る権利があります。
5. プライバシーなどの機密保持を得る権利……治療で医療従事者が知り得たすべての個人のプライバシーの機密保持を得る権利があります。
6. 人間の尊厳を得る権利……尊厳を保ち安楽に終末期を迎えるための、あらゆる可能な助力を受ける権利があります。
7. 療養や健康についての教育を受ける権利……皆様には健康についての教育や、疾病の予防や早期発見についての教育を受ける権利があります。また、出来るだけ健康的な生活習慣を身につける責任があります。